様式第５

承 諾 書

豊 橋 市 長　様

緊急通報装置の設置については豊橋市老人福祉電話及び緊急通報装置設置事業実施要綱に定めるところに従い、下記項目の内容を理解し承諾いたします。

記

《共通事項》

１．受信センター・消防署・民生委員に対して、緊急用福祉台帳に記載した個人情報を提供すること。

２．緊急通報装置を利用した際に生じた搬送先等の個人情報を、市が消防署から得ること。

３．市から貸与された緊急通報装置を利用する際、消防職員及び協力員等が緊急やむを得ない理由により、わたくしの家屋等に立ち入り、被害を被った場合について、一切異議申し立てしないこと。なお、その修復については相手の責任を問わない。

４．住所変更をした場合、すみやかに市もしくは受信センターに報告すること。

５．機器の故障の際の修理、点検の料金は自身の責に帰さない故障でない限り、自己負担となること。

《固定電話型緊急通報装置》

１．固定電話型緊急通報装置および人感センサーの使用方法を理解し、使用すること。

２．固定電話型緊急通報装置および人感センサーの移設を業者に依頼する場合、料金は自己負担となること。

３．固定電話を解約、または緊急通報装置非対応の機器に変更した場合、すみやかに固定電話型緊急通報装置を返却すること。

《携帯端末型緊急通報装置》

1. 携帯端末型緊急通報装置の使用方法を理解し、使用すること。
2. 携帯端末型緊急通報装置は浴室を除く自宅敷地内で利用できることを理解し、自宅敷地外で利用し

ないこと。

《通信端末型緊急通報装置》

1. 通信端末型緊急通報装置およびみまもりセンサーの使用方法を理解し、使用すること。
2. 通信端末型緊急通報装置を使用して、受信センターへの相談及び緊急通報以外の発信及び通話を行った場合、その費用は自己負担となること。

　　 年 月 日

住 所

氏 名